平成２３年（フ）第７２号
埼玉県越谷市大成町８丁目2552番地１、前住所埼玉県さいたま市緑区原山３丁目13番９号グランデュオ浦和401
債務者　中村　美香
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
埼玉県三郷市彦野１丁目52番地２　テラスＫｅｎ103
債務者　佐々木俊也
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
埼玉県越谷市北越谷１丁目19番14号　ライオンズマンション北越谷桜堤通り604
債務者　山口かづ子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
埼玉県越谷市宮本町４丁目18番地８
債務者　井上　光代（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目33番10号　ルート36’201号
債務者　新井　幸江
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１０４号
埼玉県入間市宮寺2756番地18　サニーコート21―105
債務者　滝島シオリ
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３８号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷54番地３　プレジール・アルファコート306号、前住所埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘３丁目23番９号
債務者　中嶋　常子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４３号
埼玉県秩父市野坂町２丁目16番26号
債務者　根岸　敏夫
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第５号
埼玉県秩父市中町20番３号
債務者　坂本　建男
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
千葉県山武市椎崎1438番地63
債務者　佐久間一也
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５４号
静岡県熱海市清水町５番５号　マルゲン59ビル803
債務者　伊藤　　章
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
静岡県掛川市下垂木1851番地　コーポマツナゲ101
債務者　平野　道晴
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
三重県伊勢市大世古１丁目10番36号
債務者　中村　幸一
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
岡山県総社市小寺1281番地11
債務者　森脇　弘美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
岡山県倉敷市連島町矢柄5964番地９
債務者　板谷　光行
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
北海道北見市ひかり野１丁目３番地７
債務者　高橋　克浩
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第６号
北海道北見市南仲町２丁目６番23号　南仲町２号ハイツ102
債務者　木戸口　猛
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで釧路地方裁判所北見支部破産係